

「国立市国民保護計画素案」に対する意見募集の結果について

国立市国民保護計画素案に対してお寄せいただいたご意見と市の考え方

「国立市国民保護計画素案」の意見募集に貴重なご意見をいただきありがとうございます。お寄せいただきましたご意見と、それに対する市の考え方を公表いたします。

1：意見募集の実施概要

(1)：実施期間

平成25年1月23日（水）から平成25年2月12日（火）までの3週間

(2)：主な周知方法

ア：市報2月5日号に意見募集の実施について掲載

イ：市役所、北市民プラザ、南市民プラザ、公民館、くにたち中央図書館において国立市国民保護計画素案の配布を実施

ウ：市ホームページに意見募集の実施及び国立市国民保護計画素案を掲載

エ：くにたちメール配信で意見募集の実施について登録者にメールを配信

2：お寄せいただいたご意見

(1) ご意見提出者数等

ご意見提出者数 18名、ご意見項目数 17項目

(2) 提出方法

ファックス：1人、郵送0人、持参1人、電子メール16人

3：実施結果

計画素案に反映することを予定しているご意見：3項目

計画素案に反映することを検討しているご意見：2項目

主な意見と市の考え方

	主な意見の概要	市の考え方
No.		
計画	全体に対する意見	
1	国民保護計画を作成するよりも防災計画をより充実してほしい。	総合防災計画は平成21年2月に改訂しましたが、東日本大震災を受けて、平成24年度から再び改訂作業を進めています。応急活動体制の見直しなど、より実践的な計画としていく予定です。国民保護計画の作成にかかわらず、防災計画は充実してまいります。
2	より市民の意見を反映させるため、市民説明会を実施してほしい。	計画は、消防や警察の他、運送、電力、ガス事業者や、医療、建設、市議会議員、自主防災組織など、様々な機関を代表する方で構成する国民保護協議会で審議してまいりました。また、市民の方からご意見も募集しました。今後は市議会総務文教委員会に報告するなどして計画決定します。計画を策定した時点で説明会を開催する予定です。
3	意見募集の期間が短い。	より多くの方にご意見をいただけるよう、ホームページやメール配信(2回)、市報などで周知するとともに、5か所の公共施設で計画素案を配布しました。 なお、計画素案は第1回国立市国民保護協議会后、資料としてホームページに掲載しました。
4	計画の作成に反対。市民の意見を聞いて作成し直してほしい。	国民保護法第35条において、市町村は国民保護計画を作成することが定められています。国立市においても、法に基づき、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、計画を作成することとしております。
5	国民保護は、現在の防災計画もしくはこれを充実させることで対応可能であり、国民保護計画を作成する必要があるか。 また、急に国民保護計画を作成する理由は何か。	国民保護計画は武力事態等から市民の安全を確保することが目的であり、自然災害等を対象とする防災計画とは目的が異なります。 また、国立市では平成21年2月に防災計画を改訂しましたが、改訂された防災計画の実効性が担保された後に国民保護計画を作成することとしておりました。平成20年度から年間防災訓練計画に基づき訓練を実施し、4年間で計画の実効性が確認できたため、国民保護計画の作成に着手しました。急に計画を作成することになったわけではありません。
6	総合防災計画と国民保護計画の事後対応について同じ点、異なる点を教えてほしい。	両計画とも事後については「復旧」について記述していますが、防災計画の方がより詳しく記述され、「復興」についても記述しています。 また、国民保護計画には市民に対する損失補償及び損害補償について記述しています。
7	国立市国民保護計画案の特徴として他の自治体との違いはあるか。	計画(素案)2頁2(2)市国民保護計画に定める事項に、「国民保護措置に伴う国民の権利利益の救済に関する事項」が入っている点が他の自治体との相違点です。
8	計画が国のひな型に国立市の数字をはめ込んでいるようであり、独自性があまりない。	市国民保護計画は、国のモデル計画に基づき作成することとなっておりますので、ご指摘のようになったと考えております。

主な意見と市の考え方

	主な意見の概要	市の考え方
No.		
9	市民の権利を制限する内容についてより明確になるように説明がほしい。住民の権利が最大限に尊重されることが肝要である。	住民の権利が尊重されるよう、国民保護法第5条に基本的人権の尊重がうたわれており、市国民保護計画にも基本方針の最初に基本的人権の尊重を掲げています。 また、ご意見を踏まえ、21頁の「4 国民の権利利益の救済に係る手続き等」の個所に、次のように追加します。 「※応急公用負担については、85頁に記載されている。」
10	国立市は全国の中で在宅重度しょうがいしゃの人口に対する割合が日本一といわれているが、このことを計画で意識している個所はあるか。	計画(素案)65頁(6)高齢者、障害者等要援護者への配慮の項目で要援護者の避難について記載しています。
11	国や都の中枢部が被害を受けた場合、情報伝達がうまくいかないことがあり得るため、市が情報を取りにいく態勢や手段を構築すべき。	市では、出先機関や学校・保育園等のほか、消防・警察を始め、インフラ等の関係機関に無線を配備しており、東京都とは別に情報収集のルートを確保しています。 また、近隣市との連携による情報共有も図り、情報収集を行うこととなります。
12	市民に対する情報提供の方法が不明確である。	計画(素案)50頁(4)②広報手段に、「防災行政無線、広報車による広報、くにたちメール配信、Twitter」を追加します。 計画(素案)59頁2(1)②警報の伝達方法に「くにたちメール配信やTwitterの活用」を追加します。
13	避難に関し、市内の避難所への避難だけでなく、国立市外への避難も想定しておくべきかもしれない。	計画(素案)62頁2(1)避難実施要領の策定に「③平素に策定する避難実施要領のパターンは、国立市外へ退避することも含め、さまざまな状況を想定し、策定するものとする。」と追加します。
計画に直接関係のない意見		
14	戦争をしない方向へ努力すべき。	計画の前文に趣旨を反映することを検討します。
15	「平時の備え」に市内に住む外国人との多文化共生政策を国際紛争を起こさない社会づくりのために盛り込むべき。	計画の前文に趣旨を反映することを検討します。
16	攻撃対象となりうる、自衛隊東立川基地や近隣の自衛隊施設・米軍基地に撤去を求めるべき。	ご意見として承っておきます。
17	平和政策をもっと推進していくべき。	平和事業はアンネのバラパネル展や戦争体験を聞く集いなどを行っています。今後も平和施策を充実するよう努めてまいります。

意見一覧

No.	意見
1	平和都市宣言をしている国立市は、独自の防災計画に取り組んで住民の安全を守ってきたと思っています。 にもかかわらず今回、国からの「国民保護計画案」を安易に受け入れようとしているように見えます。市長から市民へ、きちんと説明をしていただきたいと思います。よろしくお願い致します。
2	このようなトップダウンの形で市民を巻き込み「有事」に備えれば備えるほど、敵を想定する疑心暗鬼のムードが広がり、話し合っ解決できる問題すら攻撃とみなし、ひいては市民生活をかえって危険なものにしてしまいます。自治体が本当に市民生活を考えるなら、時間と労力は、立川断層の脅威に対応する、地震やその避難所対策などに振り向けてください。少なくともパブコメでお茶を濁さず、決定する前には市民向けの説明会を開催し、直接市民の意見を聞く場を、最低複数回設ける必要があると存じます。
3	国立市が国民保護計画を策定していると聞いてがっかりしました。 小泉政権が有事法制を打ち出し、自治体に国民保護計画の策定を義務付けた時、国立市は「使えない国民保護計画より使える防災計画を」と本当の自治体の責務を果たそうとしました。戦争やテロが起こった時、自治体は国民保護計画で住民を守りきることは不可能であるという現実を見据えた判断がありました。国民保護計画は、住民を守るどころか、国防の名の下に住民の財産を奪うというとんでもないものだという知見もありました。 国民保護計画は、市民の日常の中に有事を意識させることによっていつか有事を作り出してしまうという深慮がありました。 私は、この判断は正しいと思います。全国でいくつかの自治体が国民保護計画を策定していないのは、それぞれの自治体が「住民の生命と財産を守る」という責務を真剣に考えた結果だだと思います。私は、国立の行政の判断に感銘し、国立市民であることに誇りを感じてきました。なのに、今回、あわてたように短期間で作るというではありませんか。がっかりです。でも、まだ少しの望みはあります。拙速に作らず、検討を重ねてください。国民保護計画を作るとはどういうことなのか、本当に国立市民の安全を守ることができるのかどうかを話し合ってください。「国が作れというから作る」という上から目線ではなく、生活してる市民の身になって話し合ってください。
4	自衛隊参加型の保護計画で、市民の安全を守れるとは到底思えません。そもそも国民保護計画は、本来ならば自然災害を対象にした計画に、無理矢理「テロ」「有事」という政治概念を接ぎ木した極めて非合理的計画だと思います。国立市民の安全は、従来の防災計画の充実一豊

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	富化をもって対応すべきだと思います。3・11以降は「有事」の危険性などというより、地震の危険性がより現実的なのではないのでしょうか。それは「有事」を対象にした国民保護計画とは違う「計画」が必要かつ切迫しているという事だと思います。沖縄の自治体には国民保護計画はできないと聞いています。それは米軍基地があるからです。この一事をとって見ても、国民保護計画なるものが、災害対策というより政治的理由先行で位置付けられたものであると考えられます。国民保護計画なんかより、従来の防災計画の中身を充実させて下さい。
5	国立市国民保護計画（素案）に対する意見を二点ほど述べさせていただきます。国立市に移り住んでこの3月で10年目を迎えます。この間、国立市は防災計画を充実させることで国立市で働く者、学ぶ者、また住む者の安全確保を目指し、国立市の実態に合った防災計画の作成に取り組んできました。私はこの国立市の独自の取り組みを高く評価しております。 しかしながら、現在パブリックコメントの対象となっている「国立市国民保護計画（素案）」は、政府が作成した国民保護計画のひな形に国立市の数字をはめ込むような計画に陥っており、国立市は防災計画を充実させることで市民の安全を確保するという、今まで行ってきた独自の取り組みを自ら否定してしまったかのような印象をもちました。 まずは、これまで積み重ねてきた取り組みがあるにもかかわらず、政府が作成した国民保護計画のひな形に国立市の数字をはめ込むような「国立市国民保護計画（素案）」の作成がなぜ必要なのか、国立市長は市民に説明すべきではないでしょうか。拙速な私たちでパブリックコメントを求めるのではなく、市民が深い理解に基づく意見を述べるができるよう、これまでの取り組みを詳細に検証し、なぜ充実した防災計画ではなく「国立市国民保護計画（素案）」でなければならないのか、その説明責任を果たしていただきたいと思います。 次に、今回読ませていただいた「国立市国民保護計画（素案）」には市民の権利を制限する文言が多く含まれていますが、その部分がはっきり提示できていません。市民の権利を制限する文言は抜粋し、適宜説明を加え、その必要性を明らかにした上で、市民に意見を問うべきではないでしょうか。市民の権利を制限する内容を含む「国立市国民保護計画（素案）」を提案する国立市長の説明責任は大変重いと考えます。 以上、ご検討頂きますようよろしくお願いいたします。
6	ここで想定されるような異常事態「攻撃」では国や東京都の中核部分が狙われ破壊される可能性があります。その場合には情報網や国や都の指示系統は混乱し破壊されて機能しなくなることが十分考えられます。したがって保護計画も関係機関が機能することを前提としたもの

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	(モデルケース)のみではなく、国や東京都の中枢が攻撃され、関係機関との情報ネットや指揮命令系統が機能不全となった場合の国立市の対処方法もしっかり計画すべきでしょう。この計画では情報網や関係機関との連絡不能や指示命令系統が機能しない事態での対応があいまいです。 特に「情報の把握と市民への迅速な提供」ならびに「市民の救援」についてですが、 ① ここで想定するような異常事態では情報把握が最も重要です。そこで国や都の機能が破壊され想定する情報の流れが遮断された場合には国立市独自で情報を取りにゆくという姿勢が必要と思われます。3・11の災害で現地の市町村は情報が来なかったと嘆いていますが、異常時には情報は待っていても来ないということを教訓にすべきでしょう。したがって国立市は日頃から非常事態には情報を取りにゆく態勢やルートを築いておくべきでしょう。 あわせて計画では市民に対する情報提供の具体策が明白ではありません。原発事故の教訓からも住民に生情報の迅速な提供を行う方策を盛り込むべきでしょう。 ② 市民の救援 この計画では地元における救護や避難計画については災害時の計画が準用されているようです。しかしながら想定する事態は甚大な災害を伴う「攻撃」であり、従来からの避難場所へということだけで良いのでしょうか。もう少し検討する余地があるように思われます。 さらに事態によっては国立市から退避するケースを想定した大胆な避難計画も想定しておくべきかもしれません。 ③ 最悪の状況下でも国立市は独自に判断し行動するための保護計画を策定しておくこと、これが市民にとって安心につながる大切なことと思います。
7	期間や場所・方法など ・市民の意見を聴く市の体制に疑問を感じます。まず説明会を地域毎に何回か開くべきです。 ・市民の財産や行動の自由を制限するこのような計画には反対です。 ・これは国民保護ではなく戦争に協力する計画です。この内容には反対です。 ・まず食料、トイレなど防災備蓄を優先すべきです。

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	・平和都市の国立としてこのような案はなじまないです。白紙に戻して市民の意見を聞いた案を作り直して下さい。
8	いざとなったとき、住民の財産や権利を制限する計画はおかしい。また、日本中に、原発が散らばっている今、戦争になったら原発を外国から狙われたら、一発で日本はダメになるので、あらゆる努力は戦争をしないという方向にのみ向かうべきである。戦争は、勝っても負けても多くの命を失うので、してはいけない。
9	国立市はこれまで国民保護計画づくりをしてきませんでした。それには理由があったかと思いますが、防災計画を充実させることで、市民の安全をはかるということがその眼目であったと思います。 また、有事の際の住民の安全を考える際、この計画は自治体の手足をしばり、逆に、市民の安全を考えた動きがとれなくなるおそれがあります。 そういった懸念があって計画づくりをしなかったことだと思いますが、それを急にやるということの理由は何ですか。国立市の平和都市宣言とどのような整合性がありますか。 こういった疑問点に市は答えていません。これまでの市のやってきたことは、住民の安全を考えていなかったということになるのでしょうか。その辺を明確にしないままの、国民保護計画作りは反対です。
10	今まで国立市では防災計画で進めてきたと聞いています。 急にこの計画が出てきたのはなぜなのでしょう？ 戦争が前提のように見えてしまうのですが？ 国と市の関係はどのようになるのでしょうか？ 分からないことが多く、それに「国民保護」と重大な名称がついている計画なのでぜひ説明会を開いてください。
11	まるで戦争ごっこですね。市の職員が本気でこのようなことを考えているのだとしたら悲しくなります。 誰かが作ったマニュアルを一部変えただけのものなのでしょうが、最後の表にぞろぞろ並んでいる偉い方々の本当のお考えをお聞きしたいと思います。これで国立市民を保護できるのかと。軍需産業は儲かりそうですね。例えば国立市が核攻撃を受けたときに、こんな計画が役に立つとは思えません。

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	こんな計画を作ることに汲々とするよりは、全世界が平和でいられるように、国立市は何を発信していったらよいのかを考えるのが必要なのではないでしょうか。日本の平和だけを考えていてはダメです。戦争の大義は「平和」なのですから。こんな計画はいりません。
1 2	下記の理由によって、この素案の基本的な見直しを強く要請します。 理由： 1．災害に対する防災対策と武力攻撃事態での対策とは全く性質の異なるものであり、そもそも同一の計画において考慮されるべきものではない。この意味では、災害に対する住民の保護を目的とするものであるならば、上原市政の下で策定された「防災計画」で十分な機能を果たすものとする。従って、計画素案の名称（及び実体）も「国立市住民防災計画」のようなものに本来なるべきであろう。 2．素案全体を通して、国家を頂点とする垂直的な指揮命令系統を前提に計画が構成されているが、国立市という自治体の主体性や特性が反映されている余地があまりにも少ない。防災の観点からは、国立市の地域的・地政学的な特性、人口構成や人口分布、市内交通網、防災拠点、教育施設、病院、高齢者施設の位置などなどが考慮された上での住民の財産・生命などの保護が第一義的に検討されるべきである。従って、国家の方針に自治体が一律に協力するような内容が前面に出ている本計画素案は、基本的な方向性において全く誤ったものであり、住民の保護がなおざりにされたものとの印象を拭えない。 3．上記項目 1 と関連するが、自衛隊が本計画素案に「枢要な構成要素」として参加していることは武力攻撃事態を「当然の前提」として立案されていることを意味する。保護（＝防災、避難など）と国家の戦時下での戦争行為（への協力）とは全く別の次元のはなしである。これを意識的にもしくは無意識的に混同しているとすれば大きな過ちである。警察や消防などの機関は「国内の防災・治安」を管掌する機関と理解されるが、自衛隊は実体的な戦力（武力）を使用して他国との戦争行為を行うための組織機関と考えられ、国民保護計画素案自体が実質的にも法的にも整合性が取れるものなのか、大いに疑問に思われる。 4．住民の保護にあたって住民の権利が最大限に尊重されることが肝要であるにもかかわらず、素案全体においてこの課題が極めて軽く扱われている印象を受ける。 また、以下のことも合わせて強く要請します。

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	1. このパブリックコメントがどのように取り扱われ検討されたのか、そのプロセス全体を詳らかに公開する。 2. 以前からの防災計画とこの素案との相違点、そもそもなぜ「国立市国民保護計画」を改めて作成しなければならないのかを含めて、この素案について市民に対して直接に説明する機会（市民説明会、市当局が作成した詳細資料の全戸配布など）をできるだけ多く設定すべきと思う。 3. 十分な説明と情報公開を行った後に、全市民的な問題であるので市民の意見を最優先に反映させる方策を実施した上で柔軟な基本的方向の修正も含めた見直しを行うこと。
13	■市民への影響が大きい計画であるにも関わらず、意見募集の募集期間がたった2週間しかない（市報2月5日号からたった1週間）のは、短すぎる。通常は1ヶ月、2010年に計画策定した立川市でも『広報たちかわ』一面で概要を広報した後、3週間の募集期間をとっている。募集期間を延期すべき。 ■広報周知が不十分。市報2月5日号にも広報チラシにも、素案の概要すら載っていない。100ページ以上の素案を読み込んで、たった1週間で意見を出させようというのは無理がある。素案段階だけでなく、原案段階でも、内容を広報した上でパブリック・コメントを行うべき。 ■意見募集をする前に、案についての説明会を開催し、周知すべきだった。 ■国立市は10年前、市議会で有事法制に反対する意見書を可決し、市長名でも反対の意見書を出した。この立場は市政の交代を経て、継承されているのか？ 変更があるのか？ また、同時期に国に質問書を出して返答を得ている。この中には、武力攻撃自体法や国民保護計画に関わるものが多数含まれているが、この返答一つ一つに対する現市政の見解はどのようなものか？ ■12月議会で、佐藤市長は「平和都市の理念を盛り込む」と答弁をされているが、素案には「平和都市の理念」どころか「平和」の文言すらひとと言も見られない。どこにどのような文言を盛り込むのか？ ■そもそも有事に備えるのは平和外交である。外交は国の専権事項ではなく、国連でも自治体およびNGOの役割を大きく位置づけている。国立市として、平和政策と結びついた自治体外交の道筋を明確にすべきではないか。 ■国立市内には多数の外国人（基本構想で言う「いろんなくにの人々」）が住み、生活している。市内に住む外国人との多文化共生政策こ

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	そ、国際紛争を起こさない社会づくりである。「平時からの備え」として、計画に盛り込まれていてよいのではないか。 ■武力攻撃4類型（着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃）は、政府も認めているように非現実的。定義が曖昧な「緊急処理事態」や「おそれのある場合」にまで手を広げ、それらを想定した体制づくりを平時から行うのは、むしろ平時からの戦時体制づくりに他ならない。 ■テロ行為（緊急処理事態）は戦争でなく犯罪。有事法と国民保護計画ではなく、現行法（災害対策基本法など）と地域防災計画、警察力・消防で対応すべき。国民保護計画は必要ないのではないか。 ■攻撃対象となりうる施設、市内の自衛隊東立川基地や周辺の軍事基地（米軍府中通信施設・自衛隊府中基地・自衛隊立川基地・米軍横田基地・米軍多摩サービス施設・自衛隊小平基地 etc）の撤去を求めるべき。 ■国際人道法（ジュネーブ条約および追加議定書）の周知をはかる必要があるのではないか？ 外務省発行の国際人道法のリーフレット配布、広報、学校や社会教育の場での教育、赤十字との連携など、国民保護計画に明記すべき。 ■有事に自治体が敵対行為に加担しないよう、戦時にはジュネーブ条約に基づく無防備地域宣言を行なう（よう、関係機関に平時から働きかける）ことを明記すべき。新潟県加茂市は、有事には赤十字旗を全戸配布し、非戦自治体の宣言を行うとしている。 ■国民保護協議会に、国際人道法の専門家や、人権擁護を旨とする弁護士を入れるべき。 ■関東大震災の時には朝鮮人市民に対する大量虐殺事件が起き、国立市内にもデマが伝わった。戦時中は、敵対国の外国人は「敵性外国人」として排除差別された。東日本大震災のときも、ネット上で中国人に対するデマが流れた。外国籍市民に対する「援護」が規程されているが、それ以上に、外国人差別防止策が盛り込まれるべき。 ■戦時の住民避難に軍事組織である自衛隊が関与することは、軍民分離原則に反し、攻撃されるおそれがある。
14	■緊急処理事態（大規模「テロ」・犯罪）の対処は、災害対策本部を立ち上げて対処するというが、それならば国からの「指示待ち」の国民保護計画ではなく、「自分で考え動く」防災計画による対応で充分ではないか。 ■「敵」を想定した国民保護計画・国民保護訓練は、「敵と向き合う地域社会」、つまり「外敵に備えるため」「内なる敵」をあぶり出す監視社会へと世の中を変えてしまう。その懸念を払拭する保障措置や体制が明記されていない。

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	■朝鮮共和国の人工衛星ロケット発射に対して福井県や石垣市などは初動態勢を発動し、尖閣諸島を巡っても自治体ぐるみで過剰反応をしている。一方、同じく日本上空を飛んだ韓国のロケット発射には反応せず、相次ぐ米軍機の危険飛行や墜落に対しては反応が弱い。「有事の備え」を騒ぎ立てることが過剰反応を生み、「有事」をつくり出してしまう。 ■国立市議会は1982年に、核兵器の市内通過を認めない「非核武装都市宣言」を議決している。広島市の国民保護計画は「核攻撃に対処することはできない。核廃絶しかない」との立場を明らかにし、長崎市は核攻撃の想定じたいを削除した。国立市も議決された「非核武装都市宣言」の立場にたち、核攻撃想定計画づくりをやめ、国立市も参加する平和市長会議とともに核廃絶に力を入れるべき（国民保護計画をつくるなら明記すべき）である。
1 5	1、空襲やテロ攻撃等の「有事」を想定した本計画案と地震等の災害を想定した総合防災計画について、事後対応の同じところ、違うところをわかりやすく説明してください。 2、本国立市国民保護計画案の(他自治体のそれとの違い)特徴はあるのか？あるとしたら何か説明してください。また、とりたててない場合はその理由を説明してください。 3、国立市は全国の中で、在宅重度しょうがいしゃの人口に対する割合が日本一と言われていますが、そのことを意識した計画が必要と考えます。案の中でそのことを意識した部分があるならどの部分か説明してください。
1 6	市が日頃より、私たち市民の安全確保を目指し、防災取り組んでくださっていることに感謝しております。 このたび、市が、「国立市国民保護計画」を策定することに関し、すでに「防災計画」があるにもかかわらず、「万一日本が外部から武力攻撃を受けた場合や、大規模テロ等が発生した場合」という仮想に基づいて、住民の財産や権利を制限する計画をつくるのはおかしいと思っております。また、市の「平和都市宣言」と相容れない計画ではないかと思えます。「国立市国民保護計画（素案）」を提案する国立市長に十分な説明をしていただきたく、ご検討頂きますようよろしくお願いいたします。
1 7	国立市国民保護計画（素案）に対する意見を申し上げます。 素案を拝見いたしました。もともと、国のほうからこの事業を地方自治体に下ろした際、国立市では、防災に力を注ぐことによって、この事業に代替するというスタンスであったと思います。市長が替わったからと言って、なぜ、市のスタンスが簡単に変更されるのでしょうか。

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。

意見一覧

	それについて市民に問われたのでしょうか。 一番疑問なのは、ミサイルや核、化学兵器による攻撃から、市民を守るという計画なのかもしれませんが、実際、このような攻撃があった場合、市として市民を保護しきれののだろうかということです。 また、そうした事態に、市の職員が出動するというのは、肉体的にも精神的にも非常に過酷といわねばなりません。むしろ、近隣諸国との対話を推し進め、文化によって市民を守っていく方向で考えるのが大人らしい外交というものではないでしょうか。ゲリラが危ないというなら、ダムや原発をなくせばいい。自衛隊との共同行動は国際条約にも違反していると聞いています。自衛隊にも出て行って欲しい。市民を守るという名目で、実は市民の財産と自由を侵食しようとしているのではないのでしょうか。先の大戦から、国が市民に対して非常であることを学びました。今からでも計画を白紙に戻し、平和が平和を生むような国立市であって欲しいと思います。
1 8	国立市が国立市国民保護計画を作成すると知り驚いています。この計画は戦時を想定したものであり、平和的な理念から作られたものではありません。平和都市宣言をした国立市の理想からも外れるものです。これまで、自治体としての判断で計画を作成して来なかった以上は新たに大きく方針を変えるこのような決定には、きちんとした議論が必要と思われます。市民への説明会も必要でしょう。パブリックコメントの募集期間も短く、周知がされていません。（パブコメ締切が5時というのも寡聞にして知りません）市民の声を丁寧に聞いて、その上での判断が求められるところです。このような状況での計画の決定には強く反対するものです。
1 9	国民保護計画は、有事（戦争）を想定して作成されるものであり、国立市の平和都市宣言と相反するものと考えています。真の意味での防災を行うため、自衛隊と連携した形での条例を作らないようお願いします。

※この意見一覧は、いただいたご意見をそのまま掲載しています。